

市町村障がい福祉所管部長 様

大阪府福祉部障がい福祉室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除区域に伴う対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容を一部解除しました。

さらに、5月21日の緊急事態宣言の区域解除を受け、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除することとなりました。

今後、社会福祉施設等につきましては、適切な感染防止対策を講じつつ、別添参考資料1「緊急事態宣言後の障がい福祉サービス等事業所の対応について」の「2 特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県外における対応について」に基づき、サービスが提供されるようご対応をお願いします。

別添参考資料1 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について

(令和2年4月7日 事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

別添参考資料2 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）資料2-1

(令和2年5月21日 第17回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)

【問い合わせ先】

大阪府福祉部障がい福祉室  
障がい福祉企画課 企画調整グループ

担当：永尾、姫野

電話：06-6944-7086（内線2451）

FAX：06-6942-7215

Mail：[shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)